

農中総研 調査と情報

2016.7 (第55号)

■ レポート ■

● 農林水産業 ●

ロシア禁輸等による EU 農産物市況の低迷と対策 —酪農、青果、豚肉—	平澤明彦	2
漁業の民主化と海区漁業調整委員会	田口さつき	4

● 農漁協・森組 ●

組合員活動が支える産直牛肉「コープおかやま牛」	小田志保	6
-------------------------------	------------	---

● 経済・金融 ●

マイナス金利政策の評価と展望	南 武志	8
ゆうちょ銀行の最近の動向	重頭ユカリ	10
弱かった米国の企業設備投資と今後の見通し —原油安要因は解消しつつあるが、製造業の設備投資低迷は続く—	趙 玉亮	12

■ 寄稿 ■

「共同漁業権」と「漁村共同体」 漁村振興コンサルタント・全国漁業協同組合学校 漁業法講師 田中克哲	14
--	----

■ 現地ルポルタージュ ■

中国西北農林科技大学での森林・林業の研究交流会	安藤範親	16
-------------------------------	------------	----

■ 最近の調査研究から ■

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー	18
---------------------------------	----

■ あぜみち ■

「食べる」という農作業 ファーム伊達家 伊達寛記	20
-----------------------------------	----

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

ロシア禁輸等によるEU農産物市況の低迷と対策

—酪農、青果、豚肉—

主席研究員 平澤明彦

1 長引くロシアの輸入禁止

ロシアはウクライナ問題を巡って西側諸国から経済制裁を受けており、それに対する報復措置として、EUを含む各国からの各種農産物輸入を2014年8月7日以来禁止している。禁輸期間は当初1年間であったが、16年8月まで延長され、さらに最近になって17年末までの再延長が示唆されており(16年6月1日付Agra Europe)、終わりが見えていない。

EUにとってロシアは従来、食肉、牛乳・乳製品、果実、野菜の最大の輸出先であった(Eurostatのデータによる)ため、禁輸措置により当該品目の市況は悪化し、農業経営を圧迫した。とりわけ酪農部門は、それ以外の要因(後述)も相まって低迷している。

EUでは農業者を支援するため、14年秋以降、共通農業政策(CAP)の市場支持政策に基づき順次対策を講じている。13年のCAP改革により整備された緊急時施策等を活用して、当初は各種施策が個別に導入・拡大・延長された。15年9月と16年3月には包括的な対策パッケージが提出され、現在はその枠組みの下で施策の具体化と実施が進められている。以下では実施に移されたおもな施策を紹介する。^(注1)

2 複合要因による乳価下落

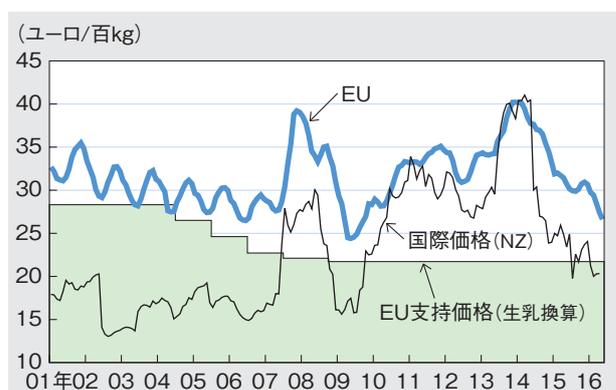
乳価は禁輸措置以前に下落へと転じていた。07年以降、国際価格の顕著な上昇によってEUの乳製品が輸出競争力を獲得し、EU域内の乳価は国際価格と連動して支持価格を大幅に上回る水準となった。13年の終盤に、CAPによる生産調整(生乳割当制度)の廃止が決ま

った頃、乳価はピークに達していた。しかし、14年以降、中国の輸入鈍化によって国際価格が急落するとともにEUの乳価も下落し始め、そこに禁輸措置が加わって下落が加速された(第1図)。さらに15年3月末には予定どおり生乳割当が廃止され、供給の調整は市場に委ねられた。

EUは市況のてこ入れを図るため、まず乳製品(バターと脱脂粉乳)の介入買入期間を^(注2)実質的に通年化するとともに、民間貯蔵助成(一時的にチーズも)を実施した。次いで、14年終盤にかけて、従来ロシアへの輸出依存度の高かったバルト三国とフィンランドの酪農家を対象を限定した新たな「臨時特別助成」が決定され、この助成には加盟国の財政負担による上乘せがEU助成と同額まで認められた。

15年9月のパッケージでは、臨時特別助成が再び採用された。^(注3)全加盟国が対象となり、品目も酪農に限らず養豚と、干ばつの影響を受けた牛・山羊・羊にまで拡大された。このとき、脱脂粉乳の民間貯蔵助成については単

第1図 乳価の推移



資料 European Milk Market Observatory, AHDB Dairy, 欧州委員会資料

価が引き上げられ、契約期間が拡大された。
また、チーズの民間貯蔵助成が再導入された。^(注4)

さらに、16年3月の包括パッケージに基づき、バターと脱脂粉乳の固定価格による介入買入れの年間上限数量^(注5)を2倍に拡大した。しかし、脱脂粉乳については既に5月下旬にこの上限に達したため、さらに引上げを検討中である。もう一つの重要な動きは、酪農協等の生産者組織による自主的な生産調整が許可されたことである。生乳割当の廃止から1年足らずで過剰時における供給管理の必要性が再確認されたといえよう。全ての組織が参加すれば生乳生産量の85%を網羅できるとされているが、各組織の参加は任意であり、このままではうまく機能しないという見方が多く、減産への補償が検討されている。

3 青果と豚肉

青果については市場隔離事業(寄付、未熟段階での収穫、収穫取りやめなど)が実施され、国別・品目別の上限枠が設定された。所定の認定生産者組織に所属しない農業者も参加が認められ、また、販売量に占める割合の上限も緩和された。仕向け先の転換に合わせて16年7月以降の枠は縮小されたものの、16年1月からトルコが禁輸の対象に加わり、供給過剰はなお続いている。

豚肉については期間を限って民間貯蔵助成が実施されたほか、酪農に倣ってEU内外の市

況情報を提供する仕組み(Meat Observatory)が導入される。足元では中国の輸入増加による国際需給の改善が期待される。

4 市場リスク対応の重要性

ここまで見てきた措置は例外的な緊急措置を多く含み、EUは利用可能な市場介入策を総動員している感がある。また、市場開拓の予算措置や、通常の直接支払いの交付前倒しも行っている。ただし、輸出補助金の利用や支持価格の引上げといった、CAP改革やWTO交渉の路線に逆行する施策は避けている。

1992年以来、支持価格の引下げや生産調整の廃止といった市場指向のCAP改革が進み、農業者は次第に大きな市場リスクにさらされるようになった。今回の事態はそうしたリスクの大きさと、国際価格の高値への依存は不安定であること、そしてセーフティネットの重要性を改めて示している。一方、13年のCAP改革によって緊急時には例外的措置として既存施策の拡張等が可能となったものの、今回はそれだけでは間に合わず、新たに「臨時特別助成」が導入された。この助成金は旧制度の生乳割当量に基づいて支払われるので、実質的には過去実績に基づく臨時の直接支払いと見ることができる。また、かつて米国が07年のアジア通貨危機による農作物の輸出低迷を受けて導入した市場喪失補償と性格が類似している。もし今後も低価格が続く場合には、次のCAP改革も視野に入れてさらなる対応が論点となるであろう。

<参考文献>

・平澤明彦(2015)「CAPにおける価格支持制度及びカップル支払いの変更点」『農林水産省 平成26年度海外農業・貿易事情調査分析事業(欧州)報告書』第I部。
http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/pdf/h26_eu01_kakaku.pdf

(ひらさわ あきひこ)

(注1)14年度中における施策の詳細については平澤(2015)を参照。

(注2)市場の出回り量を減らすため、在庫品を放出せず維持する民間業者に助成を行うもの。

(注3)余剰産品の他加盟国への流通を通じて、影響はEU全体に波及している。

(注4)イタリアの過剰利用を受けて前年の導入後まもなく中断された後、輸出実績に応じた国別枠を加えて再開された。

(注5)超過分の買入れは入札により可能。

漁業の民主化と海区漁業調整委員会

主任研究員 田口さつき

1 今夏に海区漁業調整委員会選挙

2016年夏頃に海区漁業調整委員会(以下「調整委員会」)の選挙が4年ぶりに行われる。調整委員会は、漁業の民主化と発展にとって重要な機関である。そこで、同委員会について、その目的や役割について紹介する。

2 漁業法の目的と漁業調整

調整委員会の詳細をみる前に、漁業に関する基本法である漁業法や漁業権などの基本知識について簡単に触れたい。漁業法第1条では、同法の目的として、漁業生産力の発展に加え、漁業の民主化を挙げている。そして、それらの達成のために「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用」が示されている。この機構を体現したのが調整委員会である。

ところで、漁業者は漁業法のもと、多くの制限を受けながら漁業を営んでいる。それは、全く制限がない場合、漁場の利用をめぐる関係者間に紛争を招く恐れがあるからだ。

多くの紛争を経て、江戸時代に「磯は地付、沖は入会」という原則が確立した。これは、陸地に続く海面は漁村による自主的な管理のもと構成員が利用するものとする一方、沖は漁業者が基本的には自由に利用するというものである。この原則を、明治漁業法、そして現行の漁業法は受け継いでいる。

漁業法にみられる「磯は地付」に相当するのが、漁業権漁業(定置漁業、区画漁業、共同漁業)である。漁業権とは、漁業を営む権利であり、現在は、都道府県知事(以下「知事」)に

よる免許によって設定される。特に、特定区画漁業、共同漁業では、漁協に漁業権が免許され、構成員が漁業行使権を持ち、実際に生産活動を行う。その免許の内容は漁業者が自分たちで定めたルール(漁業権行使規則)に従う。そのルールは知事の認可を受けて初めて効力が発生する。

これに対し、「沖は入会」であったが、現在は主な沖合漁業、遠洋漁業では、農林水産大臣、または、知事の許可を得た漁業者が営んでいる。

また、各都道府県において、漁業取締りその他漁業調整のため、独自のルール(漁業調整規則)が定められている。

3 海区漁業調整委員会の役割

1949年(昭和24年)に制定された現行の漁業法では、漁業の民主化という概念とともに調整委員会という制度が新たに導入された。

調整委員会は日本の64海区ごとに設置されている。地方公共団体の行政委員会として、知事から独立した地位・権限を有している。それは、運営において、公平さ、中立を確保する目的があるからだ。さらに、漁業者の直接参加による漁業の民主化を保障するためである。

その主な役割は、①知事に意見を述べる②指示を行う③裁定を行う④報告徴収などを行う、である。

①については、知事が漁業権の免許の内容等の事前決定や免許の申請に対して、調整委員会の意見を聴くことが漁業法で定められて

いる。なお、免許の内容等の事前決定の際、同委員会は利害関係人の意見を聴くための公聴会を開かなければならない。また、知事が漁業調整規則を制定改廃するときも同委員会の意見を聴かなければならない。このため、同委員会では漁業権の免許などを行う際、その内容を調べ、議論し、委員の意見をまとめている。

②は、委員会指示と呼ばれる。調整委員会は、水産動植物の繁殖保護、漁業権の行使の適性化、漁場の使用に関する紛争の防止・解決などのため、必要な場合は、関係者に対し、様々な制限・禁止といった指示を出せる。例えば、神奈川県では委員会指示で、アマモ場を保護し水産動植物の繁殖を図るため、横浜市金沢区白帆地先「金沢区浅場」における水産動植物の採捕を禁止している。

③は、入漁権^(注3)の制定、変更、消滅の裁定などである。他に、土地などの使用についての裁定も行う。いずれも関係者の話し合いが不調な場合の対応である。

④は、調整委員会は権限に属させられた事項を処理するために、関係者に対しその出頭を求める、報告をさせるなど、情報収集をすることができる。これにより、事実関係が明

らかにされる。

4 公選制について

一般的に調整委員会は15人から構成され、そのうち9人が選挙で選ばれた漁民の代表であり、その任期は4年である^(注4)。前述した行政委員会の直接参加の柱として、調整委員の公選制がある。その地域で、1年に90日以上、漁業を営む人であれば、平等に調整委員会の選挙権および被選挙権を持つ。

ちなみに、農業において農地等の利用関係の調整などを行い農地の番人とも呼ばれていた農業委員会(市町村単位で設置)において委員の公選制は16年4月から廃止され、市町村長による任命制となった。農林水産省は、これを「担い手が透明なプロセスを経て確実に農業委員に就任するようにするため」と説明しているが、直接参加という理念との整合性には触れていない。

調整委員会は、その果たす役割が多岐にわたり、影響力も非常に大きいことから、「海の議会」とも呼ばれる。海の議会に選挙で選ばれた漁業者の代表が参加することは大きな意義がある。

水産動植物の繁殖保護などの議論において、日々、海を見つめている漁業者の知見が不可欠である。漁場をめぐる紛争などにおいても、漁業者の代表が事実関係を認識し、考え、答えを出していく過程があるからこそ、決定される内容も漁業者たちが共有する社会規範を踏まえたものとなり、遵守する意識も強くなると考える。

漁民の代表を選ぶ選挙を前に、改めて調整委員会、そして公選制の重要性を思い起こす必要がある。

(たぐち さつき)

(注1)特定区画漁業は、真珠養殖を除く養殖漁業がほとんど含まれる。詳細は漁業法第7条で定められている。

(注2)共同漁業は、一定の水面を共同に利用して営む権利であり、詳細は漁業法第6条第5項で定められている。

(注3)入漁権とは、A漁協が免許を受けた共同漁業権と特定区画漁業権の漁場で、B漁協も漁業権の内容である漁業の全部または一部を営む権利である。

(注4)残りの6人の内訳は、学識経験委員4人、公益代表委員2人である。

(注5)以下の農林水産省サイトを参照。
http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/noui/pdf/new_nougyo_iinkai.pdf

組合員活動が支える産直牛肉「コープおかやま牛」

主事研究員 小田志保

ここでは、生活協同組合おかやまコープ(以下「生協」)が取り組む産直牛肉「コープおかやま牛」について紹介する。

90年代末に生協は、輸入農畜産物の残留農薬への不安から、飼料等を指定した安全・安心な産直牛肉コープおかやま牛を開発した。

この取組みは、原価を積み上げて価格を設定し、定量を買い取るため、牧場経営の安定に寄与しており、さらに近年では飼料の一部を飼料用米等に切り替えることで食料自給率向上にも貢献している。組合員活動がこの取組みを支える大きな要因となっている。

1 生活協同組合おかやまコープの概要

生協は、岡山県全域を事業エリアとしている。組合員数は2015年3月末に33万世帯に達しており、同県総世帯数の4割が加入している。

福祉事業等も手掛けているが、中核となるのは宅配事業と店舗事業である。14年度の総事業高386.4億円のうち、宅配供給高が68.1%、店舗供給高が27.4%とこの2つで大部分を占めている。

2 残留農薬の不安から飼料指定の産直牛肉を開発

80年代から90年代にかけて、残留農薬基準を超えた輸入農畜産物の報道が続き、消費者の不安感が高まった。畜産物についても飼料

の残留農薬への意識が高まり、生協は99年に当時のJA岡山経済連の協力のもと、収穫後農薬不使用の輸入トウモロコシ飼料を与えた産直牛肉として、コープおかやま牛を開発した。

コープおかやま牛は、指定飼料を給与した乳雄肥育牛のブランドである。現在、生協は、JA全農おかやまと「産直商品確認書」を取り交わし、生産地、品種、飼料、投薬、肥育方法、流通経路、履歴管理、加工、検査項目等を具体的に取り決めている。このなかで、濃厚飼料(穀類等の繊維質が少なく栄養分の多い飼料)は非遺伝子組み換えで、収穫後農薬不使用トウモロコシに限定されている。肥育を担う伍協牧場は上記確認書の基準にのっとり牛を飼養し、JA全農おかやまに出荷している。

3 飼料用米等の利用により自給率向上にも貢献

新興国等の食肉需要の高まりから収穫後農薬不使用の飼料用穀物の輸入量の確保が難し



生協店舗にならぶコープおかやま牛
(画像提供：生活協同組合おかやまコープ)

くなったことと、10年度以降飼料用米や稲WCS(稲発酵粗飼料)に対する補助金が増額されたことから、JA全農おかやまが提案して、コープおかやま牛の飼料の一部を県内産の飼料用米等に切り替えた。現在、濃厚飼料の1割は県内産飼料用米であり、粗飼料も地元産の稲WCSを利用している。

4 肥育担当の牧場経営の安定にも貢献

肥育を担当する伍協牧場は、もともと5つの農家による共同経営牧場で、岡山県北東部にある。14年の乳雄肥育牛の出荷頭数は320頭と岡山県全体の1割ほどを占めており、全てコープおかやま牛として出荷している。

和牛と違い、乳雄肥育牛は輸入牛と競合しがちで、出荷量や価格の変動が相対的に大きい。しかし、コープおかやま牛の取引価格は、割高な飼料費を含めて原価を積み上げて設定され、また年間計画に基づいた頭数を出荷できるため、伍協牧場の経営安定につながっている。

伍協牧場では、現在、法人設立メンバーの3代目である若手農業者が牧場を継承し、和牛や交雑種の肥育のほか、ステーキレストランの運営等、6次産業化にも積極的に取り組んでいる。

5 取組みを支える組合員活動

収穫後農薬不使用の飼料は割高であり、これを反映して組合員が購入するコープおかやま牛の小売価格は相対的に高い。しかし、取

組み開始以降の取引頭数は徐々に増加してきており、生協の組合員活動がそれを支えてきた。

生協の組合員活動は、組合員が自主的に組織する「コープ委員会」が行っている。コープ委員会は、小学校区を活動範囲としており、県内に170近くある。産直品に関しては、その調理方法とともに産直事業の意義を学ぶ商品セミナーや、産地見学会を開催している。

コープおかやま牛についても、耕畜連携に関する学習会を開催したり、伍協牧場で年5回ほど、産地見学会を開催し、1回あたり最大で30人ほどが牧場を訪問している。このような活動を通じて、組合員にコープおかやま牛をはじめとする産直品への理解が広がっている。

6 生協の組合員活動を核とした生消連携の重要性

コープおかやま牛は、飼料を指定した安全・安心な県産牛肉という強みがあるが、生産費は高くなる。一般の国産牛肉の取引価格帯では生産費がまかなえないため、原価をふまえた価格設定が必要となる。この取組みが可能となっているのは、組合員同士の学び合いや生産者との交流等の組合員活動があるからである。

ここで紹介した取組みは、生消連携による地産地消を消費者が支援する事例として、示唆するところが大きいと思われる。

(おだ しほ)

マイナス金利政策の評価と展望

主席研究員 南 武志

1 マイナス金利政策の背景

日本銀行は、日本経済の健全な成長を阻害してきたデフレからの完全脱却を目指して2013年4月から大規模な金融緩和(量的・質的金融緩和)を続けている。当初、行き過ぎた円高状態が是正されたほか、景気回復期待が強まった結果、前年比下落が定着していた消費者物価を上昇に転じさせ、一時は1%台前半(消費税要因を除く)まで上昇率を高めるなど、期待を上回る効果もあった。

しかし、消費税増税後は、国内景気の低迷に加え、原油価格の大幅下落などにより、物価上昇圧力は沈静化し、15年度入り後はゼロインフレが続いた。加えて、16年年明け前後から世界的に金融資本市場が不安定な状態となり、内外景気の停滞が長期化するとの懸念が高まった。こうした状況の下、日本銀行は1月28~29日に開催した金融政策決定会合で、「量的・質的金融緩和」に加えて「マイナス金利政策」を採用することを決定した。

2 マイナス金利政策のスキーム

金融政策として実際にマイナス金利が適用されるのは、金融機関が日銀に預け入れている「日銀当座預金」のごく一部である。しかし、同政策によって市場金利は大きく低下し、マイナス状態が定着するものも出現した。

日銀は、マイナス金利政策の導入に当たり日銀当座預金を①基礎残高(15年での平均残高に相当する分)、②マクロ加算残高(所要準備に

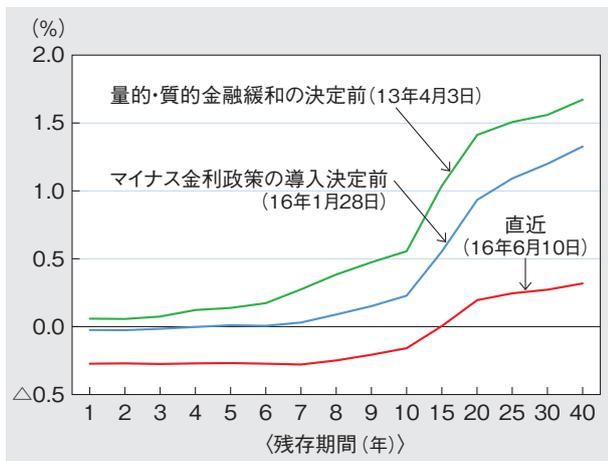
加えて、マネタリーベースを年間80兆円の増加ペースで増やすという政策手段により、マイナス金利が適用される残高が累増していくことを防ぐためのもの)、③政策金利残高(上記の2つの残高を超えて金融機関が保有するもの)の3つに分け、それぞれ0.1%(従来どおり)、0%、△0.1%の金利を適用している。なお、5月の準備預金積み期間(5月16日~6月15日)における日銀当座預金残高(平残、以下同じ)は276兆円で、うち政策金利残高は20兆円で、基礎残高209兆円には引き続き付利がなされている。

3 経済・物価への影響や期待される効果

マイナス金利の適用が開始されたのは2月16日(2月の準備預金積み期間の開始日)だが、決定直後から国債利回りは急低下した。米国の利上げ開始が意識され始めた15年秋以降、米ドル保有ニーズが高まったことの余波を受けて残存3年までの国債利回りはいち早くマイナスとなっていたが、同政策の導入発表後はマイナスになる年限の国債が次第に増えていった。2月下旬以降は残存10年の国債利回りがマイナスとなったが、6月上旬には残存40年の国債利回りも0.3%台前半まで低下する場面もあった(第1図)。

企業の借入金利も大きく低下しており、信用度の高い高格付け企業ではマイナス金利での資金調達も可能となっている。また、金融機関は預貯金金利や住宅ローン金利なども引き下げている。ただし、預貯金金利について

第1図 押しつぶされたイールドカーブ



資料 財務省

は現時点でマイナスにはなっていない。

さて、マイナス金利政策の効果であるが、一段の金利低下が企業の設備投資行動や家計の住宅購入を刺激することが期待されている。また、金融機関が国債以外の資金運用手段、例えば、本業である企業・家計などへの貸出を増やしたり、株式や外国債券などリスク性資産への運用を増やしたりといった行動が強まる可能性もある。さらに、日米金利差の拡大から為替レートの円高傾向に歯止めをかけ、輸出を促進もしくは物価を押し上げるといった動きも考えられる。こうした所期の目的が達成されれば、景気・物価には一定のプラス効果が出るだろう。

しかし、マイナス金利政策に否定的な見方も少なくない。リーマン・ショック後の世界金融危機を受けて、金融機関は極力リスクをとらないよう規制がかけられており、リスク資産の購入や貸出を大きく増やすことは難しい。また、一般の金融緩和策では拡大する利鞘が、今回のマイナス金利政策の導入では大幅に縮小しており、金融機関が貸出を増やそ

うという誘因は乏しい。そのため、金利低下の恩恵は十分行きわたらない可能性がある。なお、万一、同政策の効果が小さく、マイナス金利幅が拡大された場合、金融機関や金融システムへの不安が高まるリスクもある。

4 今後の政策運営

日銀は、国内企業の収益率(ROA)は4%であり、足元の借入金利(1%程度)の下で設備投資をしても十分な収益を得られることから、同政策は投資拡大を促し、雇用拡大や賃金上昇につながっていくと期待しており、17年度中には前年比2%に設定した物価安定目標を達成できるとの見方を示している。

しかし、金融市場参加者のほとんどは、賃上げ圧力が乏しく、原油安や円高などが継続する状況を考慮すると同目標の達成は見通せる状況にはないとみている。その場合、デフレ脱却の早期達成を最優先の使命として課せられている日銀は追加措置を講じることを余儀なくされると予想している。

両者の見通しの違いは、金融政策決定会合前後の金融市場を不安定にさせる可能性が高いが、当総研でも日銀は実際に追加緩和に踏み切る可能性が高いと予想している。ただし、「量」の一層の拡大は買入れオペでの札割れ頻発を招きかねず、「限界」が前倒しになる可能性もある。「金利」の深掘りは前述のとおり、金融機関や金融システムへの悪影響が懸念される。「質」についても、中央銀行が株式市場などに深く関与してもよいか、という問題がある。なかなか「次の一手」を検討するのが難しい面があるのは否めない。

(みなみ たけし)

ゆうちょ銀行の最近の動向

主席研究員 重頭ユカリ

1 16年3月の預金残高増加率は0.1%

2016年3月末のゆうちょ銀行の預金残高は177兆8,720億円と、前年同月に比べて約1,612億円(0.1%)増加した(第1表)。

預金種類別にみると、預金全体の6割近くを占める定額貯金等の残高が前年同月比0.5%の減少に転じた一方、流動性預金のうち振替貯金の増加率が18.1%と高い。

2 定額貯金等は前年比減少に

第1図は、預金種類別に四半期ごとの前年比増減額のデータが取得できる11年3月末からの推移をみたものである。

10年～11年には20兆円といわれる規模で定額貯金の満期が到来し、それに合わせて満期金の再預入や現金、通常貯金からの新規預入に対する金利上乘せキャンペーンが行われた。その成果もあってか11年度後半からは定額貯金等の増加額が拡大し、12月末には預金合計の残高減少にも歯止めがかかった。12年から

は、定期貯金の減少額と定額貯金等の増加額がほぼ対照的な動きを示しており、定期貯金の満期到来時に、定期ではなく定額貯金に預け替える人が多かったとみられる。超低金利下で、6か月経過後は払出し自由という定額貯金の商品特性が好まれたのであろう。

しかし、定額貯金等の前年比増加額は15年にかけて縮小し、16年3月末には前年比減少に転じた。残高の前年比減少は、四半期データが取得できる11年以降で初めてのことである。これには、日銀のマイナス金利導入を受けて、2月と3月に預金金利が引き下げられたことが影響している可能性もある。

3 振替貯金は前年比増加額が急増

一方、16年3月末の振替貯金の前年比増加額は2兆1,272億円と、11年以降で最も大きい額となった。振替貯金は、送金や決済に利用されており、利子は付かないが預金保険法に定める決済性預金として全額が保護される。

また、振替貯金の残高は預入限度額に算入されず、定期性貯金や通常貯金の合計が預入限度額を超えた場合には、総合口座に附加された振替貯金に入る。

こうした特徴を踏まえると、近年、振替貯金の残高増加が続いている要因としては、満期到来した預金の利息など限度額を超過する資金が流入していることがあるとみられる。加えて、ゆうちょ銀行が取引拡大に力を入れている法人が決済口座として利用するケース

第1表 ゆうちょ銀行の預金残高の動向

(単位 百億円、%)

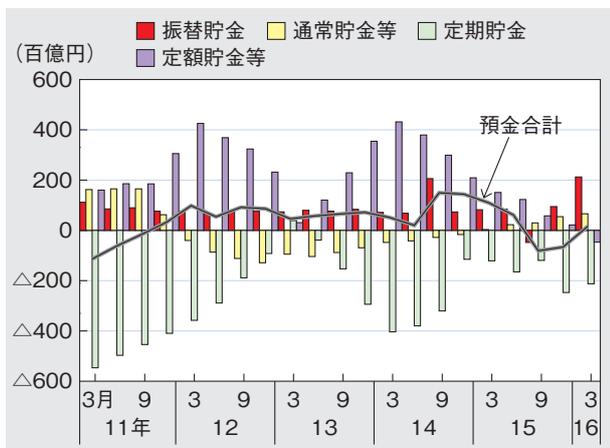
	残高	構成比	前年同月比増加率					
			16年 3月末	15年				16年 3月末
				3月末	6月末	9月末	12月末	
預金残高合計	17,787	100.0	0.6	0.3	△0.5	△0.4	0.1	
うち流動性預金	6,383	35.9	1.4	1.7	△0.3	2.4	4.6	
振替貯金	1,387	7.8	7.5	7.4	△3.8	8.2	18.1	
通常貯金等	4,957	27.9	0.1	0.5	0.6	1.1	1.3	
貯蓄貯金	39	0.2	△0.7	△0.7	△0.8	△0.6	△1.3	
うち定期性預金	11,385	64.0	0.3	△0.4	△0.5	△1.9	△2.2	
定期貯金	1,144	6.4	△8.2	△11.7	△8.8	△17.1	△15.7	
定額貯金等	10,241	57.6	1.5	1.2	0.6	0.2	△0.5	

資料 ゆうちょ銀行「決算補足資料」

(注) 1 ゆうちょ銀行では、預金種類名には「貯金」という用語を利用。

2 通常貯金等、定額貯金等には、(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構からの預り金で、同機構が日本郵政公社から承継した特別貯金を含む。

第1図 預金種類別の前年同月比増減額



資料 第1表と同じ

が増えていることも要因と考えられよう。

第1図からは、振替貯金の前年比増加額は14年9月末にも急増したことが分かるが、これは日本郵政グループ内での資本政策による一時的なものであった。1年後の15年9月末に、その反動で残高が前年比減少したのを除くと、前年比増加額はおおむね7,000~9,000億円程度であった。それに比べると、16年3月末の増加額は、2~3倍程度と極めて大きい。

ゆうちょ銀行はその要因について公表していないが、少なくとも14年9月末の資本政策のような特殊要因ではないようである。前述の預金金利の引下げにより、定期性預金への預入意欲が減退し、流動性預金に資金を滞留させた影響もあろうが、これほど多額の増加を説明する要因とは考えにくく、今後引き続きその動きを注視していきたい。

4 限度額引上げと定額貯金の満期到来

ゆうちょ銀行では、16年4月から預入限度額がこれまでの1,000万円から1,300万円に引き上げられた。しかし、マイナス金利導入の影響で資金の運用環境が一段と厳しくなっていることもあり、キャンペーンを行う等により積極的に預金残高を増やそうといった動きは

みられない。4月以降の残高データはまだ開示されていないが、同行は、5月に開催された決算説明会で、限度額引上げの影響はないと説明している。

他方、今後は定額貯金の満期到来額が増えることが見込まれている。ゆうちょ銀行では、1980年度以降定額貯金が10年ごとに大量満期と預入を繰り返しているが、今後見込まれるのはその動きとは別のものである。ちょうど10年前の06年には、日銀が3月に量的金融緩和政策の解除、7月にゼロ金利政策の解除を決定した。それを受け、06年4月には定額貯金(3年以上)の金利が0.06%から0.10%に引き上げられ、5月に0.15%、7月に0.30%となり、翌3月には0.35%、6月には0.40%に上昇した。この金利上昇に合わせて、定額貯金への預入が急増したが、その満期が到来すると見込まれているのである。

16年度の満期到来額は、中途解約率に変化がないと仮定すると、ディスクロージャーの定額貯金の残存期間別残高からは、6.9兆円程度(15年度の約4倍)とも推計される。

5 投信販売等の手数料ビジネスに注力

運用環境の厳しさから、ゆうちょ銀行が上述の満期到来に合わせたキャンペーンを実施することは考えにくい。一方で、投資信託については残高伸長の余地があるとみており、今後一層投資信託の販売等の手数料ビジネスに注力していくものとみられる。16年2月には、投資信託商品等の開発のために三井住友信託銀行、野村ホールディングスと設立したJP投信の商品の取扱いが始まった。満期金が投資信託に流れるのか、流動性預金に滞留するか、あるいはゆうちょ銀行の外部に流出することはあるのか、その行方が注目される。

(しげとう ゆかり)

弱かった米国の企業設備投資と今後の見通し

—原油安要因は解消しつつあるが、製造業の設備投資低迷は続く—

研究員 趙 玉亮

2016年1～3月期の実質GDP成長率(改定値)は前期比年率0.8%と、15年4～6月期(同3.9%)をピークに3期連続の減速となった。内訳を見ると、個人消費や住宅投資が引き続き経済成長を牽引しているのに対し、企業設備投資と純輸出は弱かった。とくに、民間設備投資はGDP成長率を0.81ポイント下押しするなど、マイナス寄与幅はリーマンショック直後以来約7年ぶりの大きさであった。

成長鈍化を示す米国経済にとって、企業設備投資の動向が大きな意味を持つことは言うまでもない。以下、企業設備投資の状況を整理したうえで、今後の注目点および見通しを検討したい。

1 軟調な企業設備投資の原因

第1図が示すように、足元の民間設備投資は弱かった。項目別で見ると、主に構築物向

第1図 民間企業設備投資の項目別寄与度(前期比)



資料 米国商務局、Datastream

け、産業機械・輸送設備向けが民間設備投資全体を下押しした。また、これまで堅調だった知的財産向けも振るわなかった。

その背景については、金融政策の正常化が意識され始めた14年後半以降、ドル高が急速に進行したほか、世界経済の減速やエネルギー価格の下落など製造業を中心に投資環境に逆風が吹き始めたことが挙げられる。こうしたなか、15年後半にピークを迎えた企業収益は減少に転じ、企業設備投資に影を落としたと思われる。

2 原油安と鉱業・掘削業

鉱業・掘削業の企業業績は、エネルギー安の影響を受けて大きく悪化し、15年10～12月期には770億ドルの赤字となった。その結果、鉱業・掘削業における構築物向け投資は、16年1～3月期には前年同期比で△68%、産業機械向け投資は同△43%と大幅に減少している(第2図)。

しかし、最近では企業設備投資の下押し要因とされてきた原油安が、解消し始めている。16年2月に一時20ドル台後半まで下落した原油価格は、足元で50ドル台まで急速に回復した。米国でのシェールオイル生産は、操業の効率化や掘削技術の最適化などもあり、50ドル前後の価格水準が維持できれば、小幅な減産にとどまると見られている。

このように、原油価格の回復やシェールオ

**第2図 鉱業・掘削業の構築物と産業機械投資
(前年比)**



資料 Datastream

イルの生産性向上を考えると、今後原油・掘削業関連の企業収益と設備投資は徐々に回復に向かう可能性が出てくる。

ただし、鉱業・掘削業の設備投資額の産業全体に占める割合は低く、企業設備投資全体への影響は限定的だと考えられる。

3 ドル高基調の継続と製造業の設備投資

これまで進んできたドル高基調は6月の利上げ観測が後退したことで一時的な調整が見られたものの、依然利上げフェーズにあることを踏まえれば、ドル高基調に何ら変化はなく、製造業の設備投資は今後しばらく低迷を続けると見ている。

米国製造業の企業収益の推移を見ると、リーマンショック以降、自動車、機械、電子機器などのセクターは順調に回復し、その収益水準は高かった07年ごろの水準をさらに上回り、15年ごろにピークを迎えた。しかし、前述した世界経済の減速やドル高の進行を背景

に、製造業の企業収益は最近減少基調となっている。これは、主として輸出減少と海外収益がドル換算で目減りしたことによるものと見られる。企業設備投資の先行指標とされるコア耐久財の新規受注については、前年同期比で現在もマイナス圏内に推移しており、弱い動きが続いている。

4 今後の見通し

先行きの民間設備投資については、原油安による下押し要因が解消され始めたとはいえ、世界経済減速のほか、ドル高基調の長期化による企業収益の減少基調などから、企業の投資意欲が抑えられ、基本的には製造業の設備投資低迷は継続すると予想している。こうした環境を踏まえると、企業設備投資は米国経済の下振れリスクとなる可能性がしばらく残されており、留意する必要がある。

設備投資に楽観的な見方は禁物と思われるが、最後にプラス要因を2点指摘しておきたい。まず、堅調な個人消費やサービス分野での雇用増加を考えると、サービス業の設備投資が堅調に増加することで産業全体の設備投資を牽引する可能性がある。また、本格化し始める米国の大統領選については、民主党と共和党の大統領候補のいずれも、インフラ投資の拡大を主張している。それが企業の投資マインド改善や実際の受注増加につながる可能性がある。

(チョウ ギョクリョウ)

「共同漁業権」と「漁村共同体」

漁村振興コンサルタント・全国漁業協同組合学校 漁業法講師 田中克哲

1 はじめに

筆者は、「漁業法」に関する仕事をする場合が多い。その主なものは、①全国漁業協同組合学校における「漁業法」の講師、これは昭和の時代から現在まで、毎年約半年間に亘って講義を行っている。②漁業法に関する出版物としての『最新漁業権読本』等の単行本の執筆や各種雑誌等への「漁業法関連」の投稿、③全漁連の密漁対策のテキスト作り等、④漁連、漁協等での漁業法関連の講演や相談等である。そのような活動をしている中で、筆者が近年、一番関心を持っているのが「漁村共同体」である。

内山節著「共同体の基礎理論」から
近代的な市民社会の行き詰まり感が強まる中で、前近代の象徴ではなく、未来への可能性として「共同体」が語られるようになってきた。

※「漁村共同体」と同じような意味で使われるのが、「実在的総合人」「入り会い集団」「ローカルコモンズ」であり、漁業法では、「関係地区」「地元地区」が漁村共同体の区域を意味しており、さらに「総会の部会」は、「漁村共同体の運営組織」として位置づけていくべきと筆者は考えている。

2 「共同漁業権」の真の管理主体は「漁村共同体」

何故、「漁村共同体」に関心を持っているかといえば、漁業法上、「共同漁業権」は「漁協又は漁連」にのみ免許されることとなっているが(漁業法第14条第8項)、その一方で「漁村共同体」を共同漁業権の「関係地区」として認定し(漁業法第11条)、以下の制度を適用することで、共同漁業権の真の管理主体は「漁村共同体」となるよう規定しているからである。

共同漁業権の管理主体である「漁村共同体」を保護する規定

①関係地区内に住む漁協非加入の漁民が共同漁業を営めるよう海区漁業調整委員会が指示する制度(員外者の保護：漁業法第14条第11項)

②関係地区内に住む漁民が共同漁業権の免許を受けそうな漁協と異なる漁協に所属している場合、免許を受けそうな漁協に共同申請を申し込むことができる規定(共同申請：漁業法第14条第3項)

③関係地区内に住む漁民が共同漁業権の免許を受けた漁協と異なる漁協に所属している場合、共同漁業権の免許を受けた漁協に対し、共有することを請求できる規定(共有請求：漁業法第14条第4項)

④合併した漁協等の場合、共同漁業権の運営について、関係地区に住む漁民の意見が尊重されるよう漁協の総会前に関係地区に住所を有する組合員(正准)に書面の同意をとらなければならないとする制度(書面同意制度：漁業法第8条第3項)

⑤合併した漁協等の場合、共同漁業権の運営について、合併漁協は運営に関与せず、漁村共同体である関係地区に住む漁民が運営できるように漁協の総会に替わり、関係地区(漁村共同体)ごとに設置された「総会の部会」が漁業権に関する事項の議決権を持つ制度(総会の部会制度：水産業協同組合法第51条の2)

さらに、漁業法第14条第8項では、共同漁業権の適格性を審査するに当たって、漁協に所属する組合員(正准)の世帯数で判断することとしている。これは、「協同組合原則」である「1人1議決権」の思想ではなく、入り会い集団としての「漁村共同体」の考え方であろう。このことから「漁業法」では、「漁協」に「共同漁業権」を免許しているのは形式的

であることがうかがえる。

3 「漁村共同体」の基本理念について考える

それでは共同漁業権の真の管理主体である「漁村共同体」の基本理念とはなにか。筆者は次のようなことを感じているが、これらについては、今後の研究課題である。

①**自立自助の精神**：「自らのふるさと自分たちで守る」といった精神が漁村共同体の基本にあるように思う。これは、現在のように何でも行政の責任にしてしまう風潮との対局である。東日本大震災など大規模災害時には行政機能もストップするため、共同体の自立自助の活動が非常に重要になったことは記憶に新しい。

②**自然信仰の精神**：「自然」を「神」として尊い、大切にするという基本理念が漁村共同体にはあるように思う。漁村の中心には神社があり、「水神祭」などが年中行事として行われている。そこには、自然と人間は過去と現在、そして未来に亘って「共存」という考えが基本にあり、自分たちの必要とする以上には獲らない。「生きていくため」にやむなく「いただく」という考えが、漁村共同体による「漁業資源の管理」の根底に流れている。これは、人間は自然の上位にあり、人間の英知によって合理的に自然を管理するといった「人間至上主義」と対局をなすものである。

③**持続的社会的精神**：これは②の自然信仰の精神とも一致するとともに、共同体の基本単位である「世帯」＝「家」を大切にし、将来に亘ってこれ守っていくという精神が漁村共同体の基本にあるように思う。

これは水質汚濁や大気汚染等の公害、地球温暖化、オゾンホール、生物多様性の破壊等様々の問題を生み出す「右肩上がり」を基本とした「経済合理至上主義社会」と対局をなすものであろう。

④**相互扶助の精神**：助け合いの精神、「絆」が基本であり、それを支えるものとして、②で述べた「自然信仰」の神社を中心とする「祭り」などの年中行事があり、また、各種の共同作業がある。

さらに「お裾分け」や「お返し」の慣習も相互扶助を実現するシステムとして共同体に根付いている。これは、経済合理を追求した市場原理に基づく「競争社会」と対局をなすものであろう。

⑤**分かち合いの精神**：利益の平等化(結果の平等)を基本とする。漁場利用の「くじ引き」、「輪番制」などはこの思想に基づくものである。これは、資本主義社会の基本とする「機会の平等(貧富の差を生み出す)」と対局をなすものであろう。

⑥**利他の精神**：共同体の人々の考え方の基本は、「共同体のみんなが幸せになること」であり、「独り占め」は許されない。したがってこれを実現するためには「他人を思いやること」が必要不可欠である。これは③で述べたように共同体の基本単位が「個人」ではなく「世帯」であることにも深く関係しているように思われる。

そしてこれは、個人主義社会の「利己主義」と対局をなすものであり、「沿岸漁業者は大勢いるのに漁獲量は少ない。非効率である。もっと少ない人数でやればもっと効率的になり儲かる(このような考えには、それによって排除される多数の人々の生活をどうするかという意識が欠けているように思う)」というような経済合理のみを目指した考えに対し、「少ない資源を分け合って、共同体のみんなが生活できるようにする」というのが共同体の精神であるように思う。

⑦**恥の精神**：自分だけ得をする「抜けがけ」は「恥ずかしい」と感じる精神がある。これも、「利己主義」と対局をなすものであろう。

(たなか かつのり)

中国西北農林科技大学での森林・林業の研究交流会

主事研究員 安藤範親

1 西北農林科技大学で研究交流

西北農林科技大学は、中国農業の発祥地であり内陸の中央に位置する陝西省楊凌市にある、教育部直属の国家重点大学である。同大学と当総研は研究交流協定を結んでおり、同大学から招待を受けて2016年6月に「持続可能な森林経営」をテーマとした森林・林業の研究交流会に参加した。参加者は、同大学の教員と学生、国有林を経営管理する陝西省林業庁森林資源管理局の幹部、楊凌市政府の幹部、当総研の研究者ら3名である。

研究交流会では、同大学から「多面的機能発揮に向けた中国の森林管理」について、森林資源管理局から「陝西省の森林資源と管理状況」について、当総研から「日本の森林・林業、森林組合の概況と木質バイオマス発電の動向」について報告が行われた。また、研究交流会の終了後に現地の苗木業者を訪問する機会を頂いたため、交流会の内容と併せて報告したい。

2 中国の森林・林業の現状と課題

同大学の「多面的機能発揮に向けた中国の森林管理」報告は、中国の森林資源の変遷や政策動向、森林管理の課題についてである。

森林資源の変遷をみると(第1表)、70年代までは、木材生産を主目的とした天然林の大面積皆伐により、森林面積と森林蓄積が大きく減少した。80年代～90年代は、森林減少に伴う水資源の枯渇や砂漠化、大気汚染など、環境問題の進展を受けて森林資源の保護をより重視した政策が取り組まれ、森林面積と森

林蓄積は増加へと転じた。

98年の「森林法」改正以降は、国家六大林業重点プロジェクト(天然林保護事業や退耕還林事業〔傾斜耕地を林地に復元〕等)による大々的な森林造成・保護政策で、伐採制限や植林が進められた結果、森林資源の回復速度が増している。

森林資源は回復傾向にあるが、多面的機能発揮に向けた森林管理については、さまざまな課題もある。例えば、日本では「望ましい森林の姿」に誘導するため、多面的機能の発揮に関する目標として、森林の状態別に面積や蓄積量の目標数値を示している。しかしながら、中国では多面的機能発揮に向けた目標となる具体的な面積等の数値が示されていない。森林を経済林や公益林(水土保持や森と人との共生を重視すべき森林)などへ誘導するにあたり、目標とする数値が示されていないために曖昧なまま森林管理が推進されている。その他に、森林・林地の利用権の不明確さ(リース、譲渡などの法整備不足)などの課題が挙げられた。

第1表 中国森林資源の変遷

(単位 万ha、万m³、%)

	森林面積	森林蓄積	森林被覆率
73～76年	12,186	865,579	12.70
77～81	11,528	902,795	12.00
84～88	12,465	914,108	12.98
89～93	13,370	1,013,700	13.92
94～98	15,894	1,126,659	16.55
99～03	17,491	1,245,585	18.21
04～08	19,545	1,372,080	20.36
09～13	20,769	1,513,730	21.63

資料 中国林業年鑑

3 陝西省林業庁の国有林経営

森林資源管理局の幹部より、「陝西省の森林資源と管理状況」と題して、陝西省の国有林経営に関する報告が行われた。

同管理局は、職員数3,881名を擁し、森林面積51万haを管轄している。管轄区域は、標高3,000m級の山々が連なる秦嶺山脈を抱えるなど、植物や野生動物の多様性は世界でも類を見ない地域であり、森林被覆率は95%、haあたりの森林蓄積は92m³である。

同管理局は、98年に商業的な木材の伐採が全面的に禁止された結果、現在は森林資源の増加と生態環境をよりよくすることを経営目標に、生態系の保全を優先した事業を行っている。

事業内容は、防災や間伐、植林等の作業のほか、森林浴等のレクリエーション施設運営、特用林産物・有機農産物の生産、研究活動などさまざまである。事業は、地方政府からの資金によって運営されるものの、森林保全のための資金源は不足している状況である。例えば、間伐による森林環境保全事業の実施は政府支援では足りず、間伐材の販売収入から費用を補っている。その他にも経営資金を獲得するために、特用林産物・有機農産物(薬草や茸、蜂蜜、野菜など)の生産を行っている。森林保全の活動にできる限り多くの職員を割りあてたいが、経営を維持するためには、これら生産事業に職員を割かざるをえない状況にある。

4 多品種を取り扱う育苗事業

研究交流会の終了後に国有の陝西苗木繁育有限責任公司を訪問し、同会社の副社長より苗木等の生産・普及、研究活動の現状について話を聞いた。同社は、18haの敷地で花卉、果樹苗、樹木苗、盆栽などの生産を行って



陝西苗木繁育有限責任公司の盆栽園

り、1,000種類ほどの多種多様な品種を取り扱っている。近年は盆栽人気が高まっており、日本からの輸入が増加しているが、中国国内でも生産に取り組んでいる。また、秦嶺山脈の環境変化を受けて、地域固有種の保存や生育域拡大の取組みなども行っている。

同公司是、地方政府からの補助を受けているが、近年は自立的な経営が求められており、花卉の市場販売のほか、養鶏養豚事業による肥料利用と販売、敷地内溜池の釣り堀運営、住宅の造園作業などさまざまな事業を手掛けている。

5 緑豊かな中国に向かって

98年の「森林法」改正以降、保全と植林が進み森林面積が拡大しているが、中国全土を見渡せば、森林の分布は不均等であり、依然として資源量は乏しい。とはいえ、今回訪問した陝西省のように植林が進む地域では、現状は幼樹であるものの10年～20年先には成長し、緑豊かな地域へと変貌している姿が目に見えよう。

将来、森林資源が充実し木材として利用可能な時期を迎えることになるだろう。木材を利用しつつ多面的機能を発揮した森林管理を行えるかどうか、今後の課題となるだろう。

(あんどう のりちか)

農林金融2016年6月号

岩手県内の沿岸漁業の復旧状況と
養殖漁場管理の課題

(亀岡 敏平)

東日本大震災から5年を経て、漁船や養殖施設等の設備面の限りでは、岩手県の沿岸漁業は着実に復旧しつつあるように見える。他方で、経営体数や生産量・額については、震災前の6～7割で頭打ちの感がある。この背景には、生活復旧の遅れがあり、岩手県沿岸域では国内の他地域以上に担い手不足が進行している。

担い手不足の問題は、養殖漁場の過少利用をもたらしつつあり、将来的には従来の漁場管理体制を脅かすことも懸念される。現在、漁協系統は行政との協力体制の下で新規就漁者確保に取り組んでおり、漁協系統には、新規就漁者確保と漁場管理双方を結びつける総合的な調整能力の発揮が期待される。

家具向けの木材需要

(安藤 範親)

家具による国産材利用拡大の余地に注目した結果、家具原材料を国産材に置き換えた場合の需要量は、総計1,136万㎡と推計された(2014年素材生産量の53%に相当)。わが国の家具製造業は、バブル経済の崩壊以降縮小しているものの、家具による国産材利用拡大の余地は大きく、家具製造業への支援は木材利用の促進に寄与するだろう。

しかしながら、家具の原材料を輸入材やその他原材料から国産材に置き換えることは容易ではない。国内の人工林はスギやヒノキなどの針葉樹が多くを占めるが、これら針葉樹は材質が柔らかいため家具の素材としてあまり利用されていない。家具産地では国産材を使用した製品の開発と普及に向けた取組みが進められており、今後の国産材家具市場の拡大が期待される。

農林金融2016年7月号

協同組合の株式会社化とその問題点

(明田 作)

平成27年の農協法改正は、農協等の株式会社への組織変更を認める規定を創設した。しかし、株式会社が協同組合よりも効率的だとする実証はなく、組合員に対する便益の提供のために株式会社ではできて協同組合ではできないものはない。

組織はあくまで手段であり目的ではない。「組織は戦略に従う」のであって、決してその逆ではない。したがって、もっとも重要なのは、「われわれの事業は何か。何であるべきか」に対する答えを、組織として、しっかり持っていることである。

協同組合にとっての「成長の意味」を徹底して検討せず、組織の基本と原則を忘れた戦略なき組織転換の行き着く先は、経営の破たんであることを多くの先例は教えている。

ドイツのエネルギー協同組合が
直面する課題と新たな展開

(寺林 暁良)

ドイツでは、「太陽光発電設備を設置して固定価格買取制度によって売電する」というシンプルな事業モデルに支えられ、2006年ごろからエネルギー協同組合の新設が相次いできた。しかし、2014年改正などで再生可能エネルギー電力の「市場化」が進んだことなどから、近年は設立ペースが落ち込んでいる。

ただし、エネルギー協同組合の中には、太陽光発電直接消費モデル、住宅協同組合との連携モデル、連合組織モデル、地域熱供給モデルといった新たな事業モデルに取り組む事例が見られている。これらは小規模なエネルギー協同組合が「市場化」による競争や不確実性を回避して事業を行うことができ、かつ社会的・経済的利益の共有という「協同組合の本質」に沿ったものとして注目される。

農林金融2016年6月号

(情勢)

森林組合における施業集約化・境界明確化・
森林経営計画への対応動向

田代雅之〈一般財団法人 農村金融研究会 調査研究部長〉

目次

はじめに

- 1 調査対象組合の概況
- 2 施業集約化・境界明確化・森林経営計画の問題
 - (1) 林業問題の交差点としての施業集約化・境界明確化・森林経営計画
 - (2) 施業集約化の進展
 - (3) 森林境界の明確化作業の進捗状況
 - (4) 森林経営計画とその評価
 - (5) 林班計画中心の森林経営計画の策定手法と今後の方針

おわりに

農林金融2016年7月号

復興を目指すJFみやぎ青年部

(田口さつき)

東日本大震災から5年が経過した。さらに復興を進めるには、漁業者や組織に目を向けることが重要であると考えます。

なかでも漁協青年部は若い漁業者の親睦を目的とした組織というだけではなく、生産や資源等に関する調査研究のための組織であり、活動を通じて経営者としての素養を身につける、リーダー育成の場でもある。

そこで、宮城県漁業協同組合の協力のもと、2015年度に「JFみやぎ青年部調査」を行った。同調査からは、多くの青年部が2011年度に活動を再開し、漁業復旧を推進する役割を担っていたことが明らかとなった。復興に向け、若い漁業者の能力向上への関心の高まりに、戦略的かつ長期的視点をもって応えることが求められている。

金融市場

2016年6月号

潮流 バーゼル最終決戦

情勢判断

- 1～3月期は高成長だが、依然回復力が乏しい国内景気

情勢判断(海外経済金融)

- 1 6月の利上げ観測は高まったが、9月実施を有力視
- 2 原油価格の底打ちとユーロ圏経済
- 3 民間投資の不振が目立つ中国経済
- 4 資金流出超に転じた新興・資源国市場

経済見通し

2016～17年度改訂経済見通し

今月の焦点

2016年米大統領選と今後の焦点①

分析レポート

地方創生の拠点として期待される「道の駅」①

2016年7月号

潮流 2008SNA移行とアベノミクス

情勢判断

- 1 消費税増税時期の再延長でアベノミクスは仕切り直しへ
- 2 2016～17年度改訂経済見通し
(2次QEと消費税増税時期の先送りを踏まえた改訂)

情勢判断(海外経済金融)

- 1 雇用と物価の先行き不透明感が増す米国経済
- 2 ユーロ圏は内需主導の経済成長を維持できるのか?
- 3 依然回復力が乏しい中国経済

今月の焦点

2016年米大統領選と今後の焦点②

分析レポート

- 1 協同組織金融機関の経営動向と新たな取組み
- 2 地方創生の拠点として期待される「道の駅」②

海外の話題

日本秋祭IN香港

「食べる」という農作業

ファーム伊達家 伊達寛記

北海道最大の都市、札幌で新規就農して12年目のシーズンを迎えました。

①自然栽培、②自家採種、③CSA(年会費前払い、地元限定の会員制宅配システム)という非常に特殊な農業を営んでいますが、これまでたくさんの方の力をお借りして、助けていただいて農業を続けてきました。

CSAとはCommunity Supported Agricultureの略(日本語では「地域が支える農業」と訳される)です。

CSAはアメリカで日本の「産地直送」を参考にして作られた農産物の宅配システムで、会員が農産物を直接手渡せる距離に住む近隣住民に限定されること、年会費や農産物の代金を前払いで集めること、農産物の多寡にかかわらず会員が支払う金額は一定であることなどが特徴です。

私たちの農場では、「ファーム伊達家・旬の野菜セット」という名称で、CSAのシステムを参考にしながら、札幌市内限定の会員さんに無肥料・無農薬の自然栽培、自家採種の野菜を直接手渡してきました。

「先週のズッキーニおいしかったですよ。」

「どういう風に食べましたか？」

「フライにして食べました。衣はサクサク、ズッキーニはジューシーでおいしかったですよ。」

そんな会話の積み重ねが大きな支えになってきました。

野菜が豊作の時も不作の時も、大切に食べ

てくださる会員さんがいるから、私たちは野菜を作り、農業を続けていくことができます。

会員さんにお伝えしていることがあります。それは「『食べる』ことも大切な農作業です。一緒に『食べる』という農作業を楽しみましょう。」ということです。

農家である私たちは、畑で種を播き、苗を植え、お世話をして、収穫し、野菜セットをお届けするという農作業をします。そして、会員さんが「食べる」ことによって私たちの農作業は完結します。

「『食べる』という農作業」という言葉から、私たちの畑での農作業と会員さんがそれぞれの家庭の食卓で食べることは一連のつながりの中にあることを感じてもらえたら、ありがたいと考えています。

また、会員さんが「食べる」という農作業を担ってくださることにより、私たちは農業を続けることができ、それは、農地を守り、地域を守り、環境を守ることに繋がっていくことも、時々でいいので意識してもらえたらと思っています。

シーズンに入り、農作業に忙しい日々が続いていますが、毎日の食卓はおいしく、楽しく、でも、時々畑と食卓のつながりに想いを巡らせながら「『食べる』という農作業」を会員さんと一緒に楽しんでいけるよう願いを込めて今年も種を播き、お世話をして、野菜セットをお届けしていきたいと考えています。

(だて ひろき)

農中総研のホームページ <http://www.nochuri.co.jp>

『農林金融』『金融市場』などの農林中金総合研究所の調査研究論文や『農林漁業金融統計』の最新の統計データが、ホームページからご覧になれます。

また、メールマガジンにご登録いただいた方には、最新のレポート掲載の都度、その内容を電子メールでお知らせするサービスを行っておりますので、是非ご活用ください。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 農林中金総合研究所
FAX 03-3233-7791
Eメール itazaki@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農中総研 調査と情報 | 2016年7月号 (第55号)

編集・発行 **農林中金総合研究所**
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12
Tel.03-3233-7748 Fax.03-3233-7791
URL:<http://www.nochuri.co.jp>
E-mail:itazaki@nochuri.co.jp